

令和8年 第7回

森町農業委員会
定例総会議事録

令和８年第７回森町農業委員会定例総会議事録

開催日時	令和8年7月23日（木）午前10時00分～午前10時30分					
開催場所	森町役場新棟1階 会議室					
出席委員 （11名）	議席	氏 名		議席	氏 名	
	2番	委 員	青 山 純 司	14番	委 員	加 藤 秋 彦
	3番	〃	住 吉 隆 子	15番	会 長	宮 本 秀 逸
	4番	〃	佐 橋 悟			
	6番	〃	高 瀬 幸 巳			
	8番	〃	豆 澤 俊 二			
	10番	〃	猪 子 和 博			
	11番	〃	出 口 優 果			
	12番	〃	甲 田 祐 康			
	13番	〃	下小路 圭介			
欠席委員 （4名）	1番	職務代理者	河 野 芳 之	9番	委 員	皆 川 毅
	5番	委 員	小 森 昭 彦			
	7番	〃	黒 澤 寿 光			
議 事 録 署名委員	2番	青 山 純 司		3番	住 吉 隆 子	
農業委員会 事務局職員	事務局次長（兼）庶務係長		島野 結花里	庶務係主査		菅原 佳代子
その他の 出席者						
議 事 日 程	別 紙					
会議の経過	別 紙					

議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	議事録署名委員の指名について
日程第 3	活動報告
日程第 4	議案第 1 号 土地の現況証明願について

会議の経過

1 5 番宮本会長
(以下「議長」)

皆さん、おはようございます。今回の欠席者は4名でございます。定足数に達しておりますので、これから総会を始めたいと思いますので、ご審議の程よろしくお願いしたいと思います。部屋の中すごく涼しゅうございますけれども、外に出ますと本当に夏みたいな感じで、熱中症に気をつけて下さいという報道がですね、テレビでも毎日やっておりますし、それから農業新聞なんかでもですね、言われておりますんで、本当にあの、農家の方は収穫に入りましたんでお忙しい時期でございますで、ちょっと早めにスタートしていきたいと思っておりますのでよろしくご審議の程をお願いしたいと思います。それでは、早速議事に入っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今日は寺澤事務局長が別な公務で出張でございますんで、島野次長が進めて下さるということですのでよろしくお願いいたします。日程第1会期の決定についてでございますけれども、会期につきましては例会どおり今回も今日1日限りとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。日程第2議事録署名委員の署名について、これ一番最後の差替の部分に出ておりますけれども、2番の青山委員と3番の住吉委員にお願いいたします。現地調査の報告は2番の青山委員、6番の高瀬委員、8番の豆澤委員にお願いいたします。続きまして日程第3でございます。活動報告、これも事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、活動報告いたします。7月20日、令和8年森町農業委員会第1回臨時総会が開催され農業委員11名、岡嶋町長、事務局3名が出席しております。7月21日、ここ委員さんの名前が入っておりませんので口頭で報告させていただきます。7月21日、各申請等に伴う現地調査を青山委員、高瀬委員、豆澤委員、事務局にて実施しております。活動報告は以上でございます。

議 長

活動報告でございますけれどもこれで押さえていただきたいと思います。続きまして日程第4議案第1号に入ります。土地

事務局	の現況証明願いについてを上程いたしますので、4本ございますので1本ずつ説明をお願いいたします。
	議案第1号 番号1 朗読・説明
	【モニター等を利用し、該当地を説明】
	通常、現況証明願いは、登記簿上、農地（畑・田）から農地ではないという証明ですが、****・****・****については、現在****と賃貸借中であります。今後売買するにあたり、****から事前に登記地目を畑に変更してから売買の書類を提出してほしいとのことで、山林から畑に地目変更申請です。****については、通常の地目変更申請となります。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査を行っておりますので、高瀬委員より報告をお願いします。
6番 高瀬委員	それでは現調査の報告をいたします。去る7月21日青山委員、豆澤委員、事務局、それと私4人で調査をして参りました。先程事務局から説明ありましたように、売買するということが、**につきましては畑で、***につきましては状況としては山林ということでした。続きまして、***につきましては3分の2大根が作付けされておりました。***につきましては、道路状況が悪いため乗用車で参りましたので現地には行けませんでしたけど、事前に事務局が畑であることを調査しておりますので、畑ということでご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	はい、現地調査の報告が終わりました。先程、事務局よりご説明がありましたけれども、畑を農地以外に地目変更するっていうパターンはけっこうあったんですけれども、今までにないようなパターンでございますけれども、事情がさっき言ったとおりでございますのでその点はご了承いただきたいと思います。今の説明のとおりでございますと、**に関しては畑を行っているということでございますし、***につきましては山林の状態であるという説明がございました。***につきましては地目は山林でございますけれども、現況は畑の状態ということです。それから***につきましても同じように地目は山林でございますけれども、畑という感じだということでござい

	ます。それに対して説明がございました。皆様から何かご意見等ございましたら伺っていきたくと思います。何かありましたらどうぞ。何回か行かれた方わかると思いますけれども、一番奥の畑はですね、6町くらいの広い畑なんですけれども水がすごく道路を流れるような状況でございますので、こういう風に行かれない時もあるんですよ。通れないくらいひどくなったりして。その辺は先程説明がありました。そしたら番号1につきましか4筆でございますけれども4筆とも今の報告のとおりでよろしゅうございますかね。
全 員	異議なしの声
事務局	はい、ありがとうございます。それでは原案どおりとさせていただきます。それでは番号2に入ります。 議案第1号 番号2 朗読・説明 【モニター等を利用し、該当地を説明】 *****は、通常の地目変更申請です。*****については、先程と同様、今後売買予定なので、田から畑に地目変更申請です。
議 長	場所の説明が終わりましたので、現地調査の報告を豆澤委員にお願いしたいと思います。
8 番 豆澤委員	はい、同じく21日行って参りました。*****の方なんですけれども、*****の*****が建っておりまして、宅地になるんじゃないかなということです。枝番の**の方は、既にビニールハウスが建っておりますので、畑で問題ないということで見参りました。以上です。
議 長	2筆とも問題ないということでございました。皆様方から何かご意見ございましたらどうぞ。何でも結構です。全く問題なかろうと思いますけれどもよろしゅうございますね。
全 員	異議なしの声
事務局	はい、ありがとうございます。番号2つきましても原案どおりとして可決させていただきます。番号3に入ります。 議案第1号 番号3 朗読・説明
議 長	【モニター等を利用し、該当地を説明】

8 番 豆澤委員	これも、現地調査の報告を豆澤委員よりお願いいたします。
	はい、これも同日 21 日見て参りました。現状は、公簿は田んぼになってますけれども、畦畔はもうなくて申請が農地以外にしてほしいということなんですけれども、私達が見た限りどう見ても畑にしか見えませんでした。そのへんの現況でございましたんで、ちょっとご審議の程をよろしくお願いしたいと思います。
議 長	はい、ありがとうございます。ということだそうでございます。皆様方直接見てらっしゃるわけじゃございませんので判断難しいところがあるかとは思いますが、今の豆澤委員のご意見を参考にしながらご意見をいただきたいと思っております。
事務局	補足なんです、これは田んぼから農地以外にしたいという申請なんですけど、実際使っていないんですが、登記簿田んぼですと****ですか、***が毎年ちょっと金額わかんないですけど取られるということで、この方も地元の**にいらっしゃらないのでそこでまず田んぼから地目を変更して、****の***をなくすっていう風なお話でした。
議 長	ということでございます。農家の感覚からしますと、少し触ったりしたらこれ畑になるよみたいな感覚あるかと思っておりますけれども、そこらへんを考慮した上で豆澤委員からはこれ畑だよねみたいな結論に至ったそうでございます。はい、加藤委員どうぞ。
1 4 番 加藤委員 事務局	畦畔の裏にあるのは、既に畑の状態ですよね。 今、現地調査して農地以外じゃなくて田んぼから畑だよっていうふうにはしたんですけど、これですね、農地から農地、例えば田んぼから畑に地目変更する場合ですね、先程**さんのところが、田んぼから畑についていうんで、他の 1 筆もあって総会にかけたんですけど、田んぼから畑になると農業委員会の総会にかけなくても、自分で地目変更登記申請を法務局に出して、写真とか出して法務局が現地行ってじゃあ畑ですねってなったら、法務局の方ではそれを受けて畑に変えるということが

	できるんです。だから、もしここ農業委員会としては、採草放牧地以外農地じゃないよという証明は出せないんですけども、本人が自分でそういう現地の写真撮って、申請書持って法務局に行けば認められる可能性はあります。
議 長 10番 猪子委員	というお話でございます。はい、猪子委員どうぞ。 今、事務局から説明のあった法務局の関係はわかるんですけども、うちの方ではあくまでも現況証明ということですので、農地採草放牧地以外でなくて、畑ということで地目変更の届出はいいのかなと。法務局は法務局で。そして、ここは農振農用地区域内に入ってますので、そのへん農地採草放牧地以外になると逆に農業振興上問題が出てくるのかなと思いますので、あくまでも農振農用地区域は、農業委員会としては現況どおり畑として、ちょっと証明の書き方はわかりませんが、うちの方は畑ということで、地目変更に関してはそうですよと。あとは、農業委員会と法務局とまた国と機関が違いますので。法務局の方はそういうやり方なんでしょうけれども、うちの方は畑だと思います。以上です。
議 長 10番 猪子委員 事務局 10番 猪子委員 議 長 4番 佐橋委員	今回の現況証明願は、田んぼから農地採草放牧地以外の地目変更をしたいということなので、今回現地調査で畑という判断をされたのであれば農地採草放牧地以外の申請してきたので、それは証明は出せません。ただ今後もし、田んぼから畑に変えたいというのであれば、またそういう法務局とかそういう方向もありますよという説明はしながら、農振農用地の話も一緒にしますし。よろしいですか。 農業委員会としては、申請は受けると。 そうです。申請されたものに対して答えるというか。 わかりました。 佐橋委員、どうぞ。 現況は畔も作ってないみたいで。だから田んぼでも畑でもない。ただ現況はきれいにならして草刈りもしてるみたいだから、畑にはすぐできるんじゃないかと。そういう状況みたいなんだよね。****の方は、面積的にもけっこう毎年*****

議 長 全 員 議 長 事務局 議 長 2 番 青山委員 議 長 全 員 議 長	＊ ＊と思うけど現況作ってないし。もし使う人がいれば使えるのにな、もったいないな、とそう思います。 今の佐橋委員の意見も、やはり畑としてこれからやっていただきたいとのことでした。農業委員会の目的としましてもですね、やっぱり畑をどれだけ維持できるのかというのが大きな目標でもございますんで、これ皆さんからいただいたご意見を元にですね、田以外ではございますけれども、畑としてこれ今回の申請につきましては、農地採草放牧地以外としては認められませんということによろしゅうございますね。 異議なしの声 はい、ありがとうございます。番号 3 につきましては申請どおりにはいきませんという結果でございます。続きまして番号 4 に入ります。 議案第 1 号 番号 4 朗読・説明 【モニター等を利用し、該当地を説明】 はい、場所の説明がありました。現地調査の報告を、青山委員よりお願いします。 はい、報告いたします。先程の報告のとおり、7 月 2 1 日現地調査して参りました。グーグルマップのこの写真のとおり、背の高いアカシアの木だと思うんですけども生えていて、山林の状態で農地とは認められないんじゃないかと確認して参りました。以上です。 はい、この写真のとおり問題ないということでございます。何かご意見ございましたらどうぞ。よろしゅうございますね。 異議なしの声 はい、ありがとうございます。番号 4 につきましては原案どおりとさせていただきます。今回の総会に付議されました案件につきましては以上でございます。これで定例総会を終了したいと思います。ご審議ありがとうございました。
	森町農業委員会規程第 1 9 条第 2 項の規定により署名する。 森町農業委員会会長 宮本 秀逸

議事録署名委員	
議事録署名委員	